

カナダの自動車政策に関わる措置

(パネル報告 WT/DS139/R WT/DS142/R, 提出日: 2000年2月11日 採択日: 2000年6月19日)

(上級委員会報告 WT/DS139/AB/R WT/DS142/AB/R, 提出日: 2000年5月31日 採択日: 2000年6月19日)

平 覚

I. 事実の概要

1. 経緯

1998年7月3日、日本は、カナダの自動車産業に対する本件措置について、1994年の関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 23 条、貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs 協定) 8 条、補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定) 4 条および 30 条、ならびにサービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 23 条 1 項に基づき、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) 4 条に従ってカナダとの協議を要請した。同年 8 月 27 日、両国はジュネーブで協議を行ったが、本件紛争の解決には至らなかった (Panel Report, para. 1.2. 以下、引用するパラグラフの番号を para. XX と表記)。

また、1998年8月17日、欧州共同体 (EC) も、同様に本件措置についてカナダとの協議を要請し、同年 9 月 21 日および 11 月 13 日に協議が行われたが、紛争の解決には至らなかった (para. 1.3)。

日本は、1998年11月12日に、また EC は、1999年1月14日に、それぞれ DSU4.7 条および 6 条に従い小委員会 (パネル) の設置を要請し (para. 1.4)、DSB は、1999年2月1日の会合において、DSU9.1 条に従い、単一のパネルを設置した (paras. 1.4-1.5)。

1999年3月15日、EC および日本は共同で、DSU8.7 条に従い、事務局長に対しパネルの構成を決定するように要請し、事務局長は、Ronald Saborio Soto (議長)、Timothy Groser, Rudolf Ramsauer の 3 名からなるパネル構成を決定した (para. 1.7)。

インド、韓国および米国が本件紛争における第 3 国の権利を留保した (para. 1.8)。

パネルは、1999年6月14日および 15 日、ならびに 7 月 13 日および 14 日に紛争当事者との、また、1999年6月15日に第 3 国との会合を行い (para. 1.9)、2000年2月11日に本件パネル報告を全加盟国に送付した。

2000年3月2日、カナダは DSB に本件パネル報告について上訴の意思を表明し、3月13日に上訴意見書を提出した。また、EC および日本はいずれも、2000年3月17日に、

被上訴意見書を提出した。同日、韓国と米国がそれぞれ第 3 国参加の意見書を提出した (Appellate Body Report, para. 5. 以下、以下、引用するパラグラフの番号を AB, para. XX と表記)。上級委員会は、Claus-Dieter Ehlermann(議長)、James Bacchus、Florentino Feliciano によって構成され、2000 年 4 月 6 日と 7 日に口頭弁論が行われた(AB, para. 6)。

2. 問題となった措置

1965 年の加米自動車協定に由来する本件措置は、カナダの関税法、1998 年自動車関税令 (MVTO1998) および特別軽減令 (SROs) の下で、一定の製造業者による「自動車」輸入に対して与えられる免税待遇である。免税待遇適格条件は上記 2 つの政令および一定の製造業者による約束(Letters of Undertaking)に定められる (paras. 2.1-2.35)。

MVTO1998 の下で、製造業者はいずれかの最恵国関税待遇国からの自動車輸入について以下 3 つの条件を満たす場合に免税待遇を与えられる(para. 2.23)。すなわち、

- (1)「基準年」(1963/8/1 ~64/7/31)に輸入車と同様の自動車をカナダで生産していたこと、
- (2)輸入期間における国内製造車純販売価額の国内消費用純販売価額(国内製造車と免税待遇輸入車の国内販売額の合計)に対する比率が、「基準年」における比率「以上」であり、かついかなる場合にも 75 対 100 未満ではないこと(現地生産比率要件)、および
- (3)製造業者の国内生産におけるカナダ付加価値額が「基準年」におけるカナダ付加価値額「以上」でなければならないこと(付加価値要件)。

SROs の下で、MVTO1998 の対象業者以外の一定の業者は、業者ごとに定められた一定の現地生産比率要件および付加価値要件を満たす場合に免税待遇を与えられる(para. 2.32)。免税待遇適格の製造業者リストは 1989 年以降凍結されている(para. 10.5)。

II. 当事国の主な主張

1. GATT1 条 1 項の下での請求

<日本>

「本件輸入税の免除は、カナダがこの免除を輸入産品それ自体に関連しない基準に条件づけることにより、すべての WTO 加盟国領域原産の同種の産品に即時かつ無条件に与えていないことから、GATT1 条 1 項に違反する。」(para. 10.17)。

<EC および日本>

「輸入関税免除の適格を一定の自動車製造業者に制限することは、一定の国の産品を優

遇する事実上の差別を伴うことから、GATT1条1項に反する。」(para. 10.17)。

<カナダ>

「GATT1条1項は、輸入される製品ではなく輸入業者に適用される輸入に際しての原産地中立的な条件をなんら禁止しない。」(para. 10.20)。「GATT1条1項の事実上の違反を立証するためには、一見して中立的な基準が事実上特定原産地国産品によってのみ満たされ、その結果原産地国が製品の当該関税待遇を決定することが立証されなければならない。本件においては、輸入関税免除の下に輸入される製品の原産地を決定するような基準はなんら存在しない。」(para. 10.35)。

2. GATT24条の適用可能性

<カナダ>

「カナダは米国およびメキシコと自由貿易地域を形成しており、それゆえ自由貿易協定の相手国の産品に免税待遇を与えることは、[GATT]24条により[GATT]1条1項の例外とされる。」(para. 10.52)。

3. GATT3条4項およびTRIM協定の下での請求

<ECおよび日本>

付加価値要件および現地生産比率要件は、GATT3条4項、TRIM協定2条1項に違反する(paras. 10.58-10.59)。「付加価値要件の定義は、国内の部品、原材料および非恒久的機器(non-permanent equipment)の費用を含むが、…同種の輸入産品の費用が除外されている。」その結果、この要件は「国産品使用のインセンティブを与えることにより輸入産品により不利な待遇を与えるものである。」(para.10.76)。

<EC>

現地生産比率要件は、GATT3条4項、TRIM協定2条1項に違反する(paras. 10.58-10.59)。この要件は、「輸入自動車に対してその国内販売について同種の国産自動車よりもより不利な待遇を与えるものであるから、GATT3条4項に違反する。」(para. 10.135)また、この要件は、「輸入自動車の販売を制限するインセンティブを与え、それによって輸入自動車とその国内販売が同様の制限に服さない国産車との間の競争条件を変更するため、自動車の国内販売に『影響を及ぼす(affect)』。」(para. 10.137)。

<カナダ>

付加価値要件は、「労働コストのような他の付加価値要素に基づき満たすことができるから、国産品の使用を法的に要求するものではない。」この要件は、「輸入産品と国産品の間の競争条件に影響を及ぼすものではなく、自動車製造業者の部品調達決定においてなんらの役割を果たすものではない。」(para. 10.77)

現地生産比率要件は、「輸入自動車または国産自動車を問わずカナダにおける自動車の国内販売に影響を与えるものではないから、3条4項の適用の範囲外である。」(para. 10.140)。

4. SCM 協定の下での請求

<EC および日本>

本件輸入関税免除は、「SCM 協定1条の意味での補助金である。」そして、「この輸入関税免除は、一定の現地生産比率要件および付加価値要件の充足に基づいて与えられるから、SCM 協定3条1項(a)の意味で輸出が行われることに基づいており、また SCM 協定3条1項(b)の意味で輸入物品よりも国産物品を優先して使用することに基づいているので、これらの規定の下で禁止される。」(para. 10.151)

<カナダ>

「本件輸入関税免除は、[SCM]協定1条の意味での補助金でも、[SCM]協定3条1項(a)の意味での輸出補助金でもない。」(para. 10.153)。さらに、「本件輸入関税免除は、付加価値要件を満たす限り、製造業者が国産品を使用するか否かにかかわらず享受できる」から、SCM 協定3条1項(b)の意味での国産品優先使用補助金でもない。(para. 10.209)

5. GATS の下での請求

<EC および日本>

「…カナダの一定の自動車製造業者／卸売業者に与えられる本件輸入関税免除は、EC および日本の[サービス]提供者よりも米国の提供者により有利な待遇を与える点で GATS2 条の下でのカナダの義務に違反する。」(para. 10.223) 「…付加価値要件は、製造業者である受益者がカナダの提供者からサービスを購入するインセンティブを与え、モード1 [(国境を越える取引)] および2 [(海外における消費)] により提供されるサービスに不利な影響を与える」ものであり、GATS 17 条に違反する。(para. 10.224)

<日本>

「本件輸入関税免除は、この関税免除待遇を享受するカナダの自動車卸売りサービス提供者に、この待遇を享受しない日本の提供者よりもより有利な待遇を与える点で GATS17 条に違反する。」(para. 10.223)。

<カナダ>

「本件輸入関税免除は、GATS1 条の意味でサービスの貿易に影響を及ぼす措置ではない…。2 条の請求については、(i)輸入関税免除を享受する EC および日本の卸売りサービス提供者が存在すること、および(ii)自動車産業における製造業者と卸売り業者の垂直統合により卸売り段階で実効的な競争が存在しないこと、の 2 つの理由により、…本件輸入関税免除は米国のサービスおよびサービス提供者に有利に競争条件を変更するものではない…。本件輸入関税免除がまた GATS17 条にも違反するという日本の請求については、カナダは自動車の卸売りサービスについて特定の約束を行っていないので、この分野において内国民待遇義務によって拘束されていない…。さらに、…内国民待遇が適用されるべき「同種の」カナダと日本の自動車卸売りサービス提供者は存在しない。」(para. 10.225)。

「…付加価値要件が GATS17 条に違反するという主張については、次の一連の事情により当該措置がカナダの特定の約束のいずれかに違反するという可能性が排除される。すなわち、(i)カナダが関連する分野の約束において関連する制限を挿入したこと、(ii)モード 1 および 2 によって関連サービスの多くを提供することは技術的に可能ではないこと、(iii) モード 1 および 2 による関連サービスの提供は、それが技術的に可能であっても、本件付加価値要件によってではなく、当該サービスの内在的な外来性(foreign character)によって、競争上不利な立場に置かれること、(iv)受益者である製造業者の多くは、カナダにおける労働の雇用を通じて要求されるカナダの付加価値割合を達成し、したがって、サービスの調達に対する付加価値要件の効果は最小のものであること。」(para. 10.226)。

III. パネル・上級委員会の判断

1. GATT1 条 1 項の下での請求

<パネル>

「ある利益は一定の条件に従って与えられることがあるが、それはその利益が他の加盟国の同種の産品に『無条件に』与えられていないということを必ずしも意味しない。…そのような利益に付された条件が輸入産品それ自体に関連しないという事実は、そのよう

な条件が輸入産品の原産地について差別的であることを必ずしも意味しない。」(para. 10.24)

しかし、自動車産業において企業内取引が一般的であることを考慮すると、「免税待遇適格を少数の第三国企業の完全所有子会社を含む特定の製造業者に限定することは、免税待遇を享受する産品の原産地について差別を行うことになる。」(para. 10.45)

〈上級委員会〉

「實際上、本件措置は、GATT1994の1条1項の下で要求されるように、他のすべての加盟国の同種の自動車に即時かつ無条件に同一の免税待遇を与えるものではない。免税待遇の利益は、他のすべての加盟国の同種の自動車に与えられず、特定国原産の特定の自動車に与えられている。」(AB, para. 85)。カナダの措置のGATT1条1項違反を認めるパネルの結論を支持する(AB, para. 86)。

2. GATT24条の適用可能性

〈パネル〉

「本件措置はその受益者である製造業者(manufacture-beneficiaries)によって米国およびメキシコから輸入された産品について免税待遇を付与するだけではない。それはまた、カナダと関税同盟または自由貿易地域を形成する当事国以外の第三国からの輸入産品についても免税待遇を付与している。」(para. 10.55)

「われわれは、本件輸入関税の免税が自由貿易地域を形成する当事国の産品の輸入に対する免税待遇を定める措置と適正に性格づけられるとは考えない。」(para. 10.56)

「GATT24条は、本件措置に従って与えられる輸入関税免除の1条違反を正当化するものではない。」(para. 10.57)

3. GATT3条4項およびTRIM協定の下での請求

〈パネル〉

「本件において申立国によって提起された請求に関して、TRIM協定がGATT3条4項より、より特別法として適正に性格づけられるとは思わない。…最初にTRIM協定の下で本件請求を審理することがGATT3条4項の下で本件請求を審理することよりもより効率的に本件紛争を解決することを可能にするものであるかは疑わしい。」(para. 10.63)。したがって、「最初に3条4項の下で本件請求を審理する。」(para. 10.64)

「付加価値要件は、国産品の使用にある利益を与え、輸入産品の使用にはその利益を否定するものであり、この要件が国産品の使用を法的に要求しないとしても、輸入産品の『国内販売、…または使用』に不利な『影響を及ぼす』措置とみなさなければならない。」(para. 10.82)

付加価値要件を GATT3 条 4 項違反と認定したので、この要件が「TRIM 協定 2.1 条に違反するかどうかの特別の裁定を行うことが必要とは考えない。」(para. 10.91)

「3 条の適用上、現地生産比率要件が輸入条件について自動車に与えられる待遇にどのように影響を及ぼすかは、無関係である。免税待遇で輸入される自動車の純販売額に対して制限が存在するという事実は、3 条 4 項違反の認定の根拠とはならない。国産自動車の国内販売が「同様の」制限に服さないという事実も無関係である。3 条の違反は、明らかに国産品の国内販売条件と輸入産品の輸入条件の比較に基づいては成立しない。」(para. 10.149)

現地生産比率要件が GATT3 条 4 項違反ではないので、この要件が「TRIM 協定 2 条 1 項に違反するという EC の請求も却下する。」(para. 10.150)

4. SCM 協定の下での請求

〈パネル〉

「本件輸入関税免除は、カナダ政府による財政的貢献を意味し、それゆえ利益が与えられていると結論づけたので、本件輸入関税免除は、SCM 協定 1 条の意味での補助金を構成すると認定する。」(para. 10.170)。

「現地生産比率要件が 100:100 の場合、免税待遇で自動車を輸入する唯一の方法は輸出を行うことであり、認められる免税待遇額は、達成される輸出額に直接依存する。現地生産比率要件が 100:100 の場合、輸出しなければ免税待遇で輸入を行うことは不可能であるから、輸入関税免除は明らかに輸出を『条件とし』またはそれに『依存し』ている。」(para. 10.184)。

「たとえ現地生産比率要件が 100:100 未満の場合で、受益者である製造業者が輸出を行わずに一定額の輸入関税免除を享受しうる場合でも、より多くの免税待遇額を享受するためには輸出を行わなければならない、したがって、免税待遇は輸出が行われることに基づいている。」(para. 10.191)。

「『関連する立法、規則またはその他の法的文書の文言に基づき』証明可能であるから、

カナダの輸入関税免除について輸出依存性(export contingency)は法令上存在する。」(para. 10.192)

したがって、EC と日本が予備的に行った事実上の輸出依存性の主張について、「われわれはこの主張を検討する必要もなく、検討を行わない。」(para. 10.194)

「付加価値要件は輸入産品よりも国産品を優先して使用するという条件といかなる意味でも同義ではない。…製造業者はいかなる国産品も使用せずに付加価値要件を満たすことが十分可能である。…以上の事情の下で、本件輸入関税免除が SCM 協定の意味で輸入産品よりも国産品を優先使用することに法令上基づいている、すなわち、条件としているまたは依存していると結論づけることは困難である。」(para. 10.216)。

SCM 協定 3 条 1 項(a)と対比して、「3 条 1 項(b)から『法令上又は事実上』の文言が欠落しているのは意図されたものであり、3 条 1 項(b)は法令上の依存性のみを扱うものである。」(para. 10.221)

〈上級委員会〉

「カナダが SCM 協定 3 条 1 項(a)の義務に違反して行動しているというパネルの認定を支持する。」(AB, para. 109)

(パネルが付加価値要件は 3 条 1 項(a)の輸出補助金であるという EC の予備的主張を検討しなかった点について)「パネルは、すでに付加価値要件が 1994 年 GATT3 条 4 項および GATS17 条の双方に違反すると認定していた。これらの認定を行ったので、われわれの見解によれば、パネルは、司法経済の原則に内在する裁量を行使し、EC の…[この]予備的主張を検討しないことを適切に決定することができた。」(AB, para. 116)。「しかし、透明性と当事者に対する公平性の観点から、パネルは、いかなる場合にも司法経済を理由として、検討し、かつ判断するのを差し控えた当該請求について明示的に言及すべきであった。これらの観点からは、沈黙は十分なものではない。」(AB, para. 117)。

「パネルは、個別の製造業者に適用される付加価値要件の実際上の効果(operation)の検討を行っていないので、[国産品優先使用についての]法令上の依存性を認定するための十分な基礎を持っていなかった。それゆえ、パネルは『法令上の』依存性の分析を行うにあたって誤りを犯したと結論する。」(AB, para. 132)「…さらに、この問題をわれわれ自身が検討することを可能にするような争いのない十分な事実がパネルの記録上存在しない。この結果、輸入産品に対して国産品を優先して使用することが付加価値要件を満たすための『法令上の』条件であり、それゆえ、輸入関税免除を享受するための条件であるかどうか

かをわれわれが評価することは不可能である。」(AB, para. 133)。

「3条1項(a)が『法令上又は事実上』と述べているのに対して、3条1項(b)からそのような文言が欠落している事実は、3条1項(b)がもっぱら法律上の依存性のみを扱うものであることを必ずしも意味しない。」(AB, para. 141)「それゆえ、われわれは『3条1項(b)はもっぱら法令上の依存性のみを扱う』というパネルの広範な結論を覆す。」(AB, para. 143)「パネルは付加価値要件の実際の効果に関連してなんら事実認定を行わなかった。さらに、この問題をわれわれ自身が検討することを可能にするような争いのない十分な事実がパネルの記録上存在しない。」(AB, para. 145)「…したがって、輸入関税免除が SCM 協定3条1項(b)の意味で輸入産品よりも国内産品を優先して使用することに『事実上』基づいているかどうかについてなんら認定を行わず、われわれの判断を留保する。」(AB, para. 146)。

5. GATS の下での請求

〈パネル〉

「GATS1 条は、ア・プリオリにいかなる措置も同協定の適用範囲から排除するわけではない。…ある措置がサービス貿易に影響を及ぼすかどうかの決定は、そのような措置の効果が GATS の下での加盟国の義務と約束に整合しているかどうかを検討することから切り離して抽象的に行うことはできない。」(para. 10.234)。

「本件輸入関税免除は、『特定の産品に関連するサービスまたは特定の産品と結合されて提供されるサービス』を含むものとして EC バナナ III 事件で上級委員会が確認した第3のカテゴリーに入るものであり、それは『GATT1994 および GATS の双方により審査されうる。』」(para. 10.239)

「自動車産業における製造業者と卸売業者の間の垂直統合と排他的販売取り決めは、自動車卸売りサービスの提供者により不利な待遇が与えられる可能性を排除しない。また、そのような垂直統合と排他的な販売取り決めは、製造業者からの自動車の調達について卸売業者間の潜在的な競争を排除しないし、小売業者への販売について現実のブランド内競争を排除しない。」(para. 10.254)

「限定された数の自動車製造業者／卸売業者に与えられる輸入関税免除に関して、カナダは、他のいずれかの国の同種のサービスおよびサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を他のいずれかの加盟国のサービスおよびサービス提供者に即時かつ無条件に

与えなかった」ので、当該輸入関税免除は、GATS2 条 1 項に違反する。(para. 10.264)

「1998 年 MVTO および SROs は、サービス貿易の自由化に関する NAFTA 規定の一部とはみなしえない措置であり」(para. 10.268)、「GATS5 条 1 項は、…GATS2 条の義務からカナダを免除するものではない。」(para. 10.272)。

カナダは自動車の卸売り販売サービスについて約束を行っているが、「日本は、本件輸入関税免除が日本のサービス提供者に同種のカナダのサービス提供者に与えられる待遇よりもより不利な待遇を与えるものであることを証明していない…」ので、GATS17 条の内国民待遇義務違反は生じない。(paras. 10.289-290)

「受益者である製造業者の多くが現在のところ労働コストだけに基づいて付加価値要件を満たしているという事実は、モード 1 および 2 を通じてカナダの外から提供されるサービスに対してカナダで提供されるサービスを優遇する差別的なインセンティブとしての付加価値要件の役割を損なうものではない…」(para. 10.305)

「…付加価値要件は、モード 1 および 2 を通じて提供される他の加盟国のサービスにより不利な待遇を与え、それゆえ、GATS17 条の下でのカナダの義務に違反する。」(para. 10.308)

〈上級委員会〉

「[GATS]1 条 1 項の基本的構造と論理は、GATS の他の部分との関係で、ある措置が実際に GATS の適用範囲に入るかの決定が、GATS のいずれかの実体的義務と当該措置の整合性が評価される以前に行われなければならないことを要求する。」(AB, para. 151)「パネルは、そうするのを怠ったので、その解釈のアプローチにおいて誤った。」(AB, para. 152)

「本件における『サービスの貿易』は、カナダにおける商業的所在を通じて一定の加盟国のサービス提供者によって提供される自動車の卸売りサービスであると判示する。」(AB, para. 157)

「パネルは、本件措置が GATS1 条 1 項の下で要求される『サービスの貿易に影響を及ぼす』措置であるかどうかの検討を怠った…。それにもかかわらず、われわれは、本件上訴において提起された 2 条 1 項の問題の分析を継続し、同規定の文言上、当該措置は他の加盟国の同種のサービスおよびサービス提供者に『不利でない待遇』を与えるものであるかどうかを検討する。」(AB, para. 167)

「パネルは、GATS2 条 1 項の下での結論に至る際に、関連する事実を評価せず—われわ

これは自動車の卸売りサービスの提供に関するいかなる証拠の分析も見出さない一、また GATS2 条の解釈を行わず、その解釈を自らが認定した事実にも適用しなかった。」(AB, para. 181)それゆえ、「われわれは、…本件輸入関税免除が GATS2 条 1 項の要件に反するというパネルの結論とその結論に至るパネルの認定を覆す。」(AB, para. 182)

「サービス貿易という主題の複雑さ、および GATS の下での義務の新奇性からして、われわれは、GATS の下での請求が十分な注意と真剣な分析に値すると考える。」

IV. 解説

1. 総論

本件は、GATT との関係では、1 条 1 項、3 条 4 項、および 24 条、TRIM 協定との関係では 2 条 1 項、SCM 協定との関係では、1 条と 3 条 1 項(a)および(b)、さらに GATS との関係では、1 条、2 条 1 項、および 17 条というように、WTO の多様な規定の適用が争点とされた複雑な、しかし、WTO の下では当然に予想されたケースであった。とくに、GATS の適用が争点とされたケースとしては、EC のバナナⅢ事件につぐ 2 番目の事件として注目されるものである。本件において上級委員会がパネルの判断を覆したのは、SCM 協定 3 条 1 項(b)の解釈・適用と GATS1 条および 2 条のパネルの適用の仕方であった。以下、これらの点を含めて、いくつかの論点について考察する。

2. SCM 協定 3 条 1 項(b)の解釈・適用

パネルと上級委員会の見解の違いは 2 点存在した。第 1 は、パネルが、製造業者は国産品をなんら使用しなくてもこの要件を満たすことが十分可能だから、本件輸入関税免除は法令上国産品優先使用補助金ではないと判断したのに対し、上級委員会は、パネルの付加価値要件の個別の製造業者に対する実際上の効果の分析が不十分で、パネルは判断のための十分な基礎を持っていなかったというものである。上級委員会は、たとえばある製造業者の付加価値要件が 60%である場合には、国産品優先使用の条件として十分機能しうることが考えられるとし(AB, para. 131)、個別の製造業者に対する実際上の効果を分析すれば、シロとなる場合もあるが、クロとなる場合もあることを予想しているように見える。したがって、パネルがまったくシロであると結論するのは誤りで、上級委員会が述べるように、より慎重な分析をして、少なくともクロとなるような個別のケースがあればその限りで、3 条 1 項(b)の違反を認める余地が存在したであろう。上級委員会は、パネルの判断を破棄

するのみで、自判を差し控えたため、結果的には3条1項(b)違反が成立せず、したがって、申立国側に不利な結果となってしまったが、この点は、やはり上級委員会が自判の権限を与えられていないことの効果と考えられ、問題であろう。

第2は、解釈上、パネルが、3条1項(b)は法令上の依存性(contingency)のみを扱うとしたのに対し、上級委員会は、これを覆し、同規定は事実上の依存性も扱うとした点である。この点は、上級委員会の解釈が支持できるであろう。そもそもパネルによる解釈の根拠は、3条1項の(a)と(b)が並列的に規定され、前者には「事実上の」という文言が明記されているのに、後者にはこの文言が欠落していること、そしてそのような欠落には何らかの意味があると考えられるということである。しかし、パネルは、その意味については何ら探求を行っていない。パネルは、「欠落には何らかの意味がある」という文言を日本の酒税事件における上級委員会報告から引用しているが(para. 10.221)、この事件で上級委員会がそのように述べたのは、GATT3条2項1文の解釈に関してであり、SCM協定の3条1項(b)とは無関係である。他方で、本件上級委員会は、ECバナナIII事件における上級委員会のGATS2条の解釈の例を根拠の1つとしてあげているが、この点は、パネルに対して述べたのと同様に、SCM協定3条1項(b)の解釈には無関係と言えよう。しかし、上級委員会は、さらに、SCM協定の目的に照らして、もし事実上の依存性が扱われないとすれば、加盟国がSCM協定上の義務から容易に迂回できてしまうことを指摘している。したがって、単に規定の文言だけではなく、いわば文脈に照らして、合理的な解釈を行う上級委員会のアプローチのほうが支持できるように思われる。

このようにして、3条1項(b)が事実上の依存性をも扱うとすれば、上級委員会が述べるように本件措置にかかわる付加価値要件について改めて事実上の依存性を検討する必要性が生じる。しかし、ここでも、上級委員会は、この点についての自判を差し控えた。したがって、この点でも、結果的には、本件措置の3条1項(b)違反は成立せず、申立国側に不利に終わったということができる。

3. GATS1条および2条の解釈・適用

GATS1条1項は、ある措置がGATSの適用範囲に入るかどうかといういわば入り口の問題を扱うものであるが、上級委員会は、パネルがこの規定の適用を誤ったことを指摘した。パネルがGATSの実体的義務との整合性の検討をこの段階で行おうとした(para. 10.234)のは、上級委員会が述べるように明らかに論理的な誤りであろう。したがって、上

級委員会がこの点についてのパネルの判断を覆した以上、上級委員会が自判しない限り、本件措置への GATS の適用可能性は白紙に戻ることになる。上級委員会はこの点について、自判を差し控えたため、GATS が本件に適用可能かどうかは不明となることになるが、それにもかかわらず、引き続いて GATS2 条の適用問題を検討しており、この点は、上級委員会自身が論理的に矛盾することになる。さらに、上級委員会では GATS17 条違反の点は審理の対象にならなかったため、パネルの GATS17 条違反の認定は、修正されず、DSB でそのまま採択され、カナダに是正勧告がなされた。しかし、そもそも、本件措置に GATS が適用可能かどうかは不明であるとされたのだから、GATS に関するパネルの認定は論理的には取り消されるべきで、かつ違反の是正勧告もありえないと考えられる。WTO の紛争解決手続を一貫した一体として考えると、ここでも上級委員会が自判またはパネルへの差し戻し権限をもたないことの欠陥が露呈しているといえよう。

パネルによる GATS2 条 1 項の適用については、上級委員会は、辛らつにその事実分析の杜撰さを指摘し、パネルの判断を全面的に覆した。本件は、上述のように GATS の適用が WTO で争われた 2 件目であり、GATS の適用の前提となる事実評価がどの程度必要であるのか必ずしも確立していない時期でのケースであったが、上級委員会による本件パネルの事実評価の全面的な破棄は、今後の GATS にかかわるケースにとって警鈴となるであろう。しかし、ここでも、上級委員会は、2 条 1 項の適用について自判を差し控えた。上級委員会によれば、パネルの 2 条 1 項違反の認定を覆すことは本件措置がシロであることを意味しないと述べているが、しかし、それは結果的に、本件措置がクロではないことを意味し、したがって、やはり申立国側には不利な結果に終わったことになる。あらためて上級委員会の権限の再検討が望まれよう。

4. GATT1 条 1 項の解釈

本件で他に注目されるのは、GATT1 条 1 項の解釈である。パネルの解釈は、次のような 2 段階の構成になっていた。第 1 に、産品に直接関連しない原産地中立的な条件は必ずしも 1 条 1 項違反とはならない。しかし、第 2 に、事実の状況が結果的に事実上の差別をもたらす場合があり、その限りで 1 条 1 項違反が成立する。これに対して、上級委員会の解釈は、そのようなパネルの 2 段階の構成を不鮮明なものとしたように思われる。確かに、「實際上 (In practice)」という書き出しで、パネルの第 1 段階を前提に、第 2 段階のレベルで事実上の差別の問題について議論しているようにみえるが、それにもかかわらず、

「本件措置は、GATT1994 の 1 条 1 項の下で要求されるように、他のすべての加盟国の同種の自動車に即時かつ無条件に同一の免税待遇を与えるものではない」(AB, para. 85)と述べており、産品に直接関連しない原産地中立的な条件でも結果的に同種の産品間で同一の待遇が与えられなければ 1 条 1 項違反となることを示唆している。つまり、パネルのいう第 1 段階が存在する余地は上級委員会ではほとんど存在しないように見えるのである。パネルと上級委員会のニュアンスの違いが認められる点である。

他方、パネルの 2 段階の解釈アプローチは、「環境と貿易」の文脈では、きわめて魅力的なアプローチである。「環境と貿易」の文脈では、特に産品の生産工程および生産方法 (PPM) を理由とする貿易制限措置の WTO 法上の整合性が問題とされてきた。産品に直接関連しない PPM を理由として規制がなされる場合に、本件パネルの上述のような 2 段階アプローチが採用されれば、少なくとも原産地中立的な PPM 規制は、1 条 1 項違反、さらには 3 条 4 項違反にはならないという構成が可能になるかもしれない。しかし、ここでは、そのような可能性があるという指摘だけにとどめておきたい。もちろん、事実上の差別が認められれば結論は異なる。

5. その後の経緯

2000 年 6 月 19 日、DSB は、上級委員会報告および同報告によって修正されたパネル報告を採択した。同年 7 月 19 日、カナダは、DSU21 条 3 項に従い、DSB に本件 DSB の勧告に従う旨を通知した。DSB による勧告のうち、SCM 協定 3 条 1 項(a)違反の輸出補助金の撤回については、90 日以内に実施すべきとされた。しかし、同年 8 月 4 日、日本および EC は、DSU21 条 3 項(c)に従い、仲裁によって勧告実施のための妥当な期間を決定すべきことを要求した。仲裁人は、本件においてカナダが GATT1 条 1 項および 3 条 4 項、ならびに GATS17 条に関連する DSB の勧告を実施するための妥当な期間は、上級委員会報告および修正されたパネル報告の採択の日から 8 ヶ月と決定した。この妥当な期間は、したがって、2001 年 2 月 19 日に満了する (*See, OVERVIEW OF THE STATE-OF-PLAY OF WTO DISPUTES, 15 JANUARY 2001*)。